

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日になるときの翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県改良普及員資格試験条例施行規則の一部を改正する規則(経営指導課)
- ◇告 示 宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定による告示(住宅課)
出納長の権限に属する事務の一部の委任(会計課)
- ◇公 告 平成十一年度毒物劇物取扱者試験の実施(医務薬事課)
- ◇雑 報 消防設備士試験の実施(消防防災課)

公布された規則のあらまし

- ◇鳥取県改良普及員資格試験条例施行規則の一部を改正する規則
 - 一 受験願書及び履歴書への本籍地都道府県名の記入及び押印の義務付けを廃止することとした。(様式第一号・様式第二号関係)
 - 二 合格証書への本籍地都道府県名の記入を廃止することとした。(様式第三号関係)
 - 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県改良普及員資格試験条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年六月二十二日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第四十二号

鳥取県改良普及員資格試験条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県改良普及員資格試験条例施行規則(昭和五十九年三月鳥取県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「**深**」を「**森**」に改め、「**本縣**」を削る。
 様式第二号中「**本縣**」及び「**〇**」を削る。
 様式第三号中「**本縣**」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百二十七号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。
 当該宅地建物取引業者から平成十一年七月二十二日までに申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成十一年六月二十二日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 宅地建物取引業者の名称及び代表者の氏名
 株式会社明治地所

代表取締役 山内 久美子

二 宅地建物取引業者名簿に登録された事務所の所在地

米子市西三柳二四八七―二

三 宅地建物取引業者名簿に登録された代表者の住所

米子市西三柳二五〇八一―四

鳥取県告示第四百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成十一年六月二十二日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 委任させた事務
 次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
こどもの四季コンサート（夏編）	平成十一年七月二十五日	鳥取県立児童館多目的ホール

二 委任を受けた出納員
 鳥取県企画部文化振興課
 主幹 藤田 淑人

三 委任期間
 平成十一年六月二十二日から同年七月二十六日まで

公 出

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成11年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成11年 6月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 試験の日時
 平成11年 8月27日(金)午前10時から午後3時まで
- 2 試験の場所
 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 3 試験の種類
 一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品日毒物劇物取扱者試験及び特定品日毒物劇物

取扱者試験

4 試験の方法

- (1) 試験は、筆記試験及び実地試験とする。
- (2) 筆記試験は、次に掲げる事項について行う。

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締

法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定

品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。以下同

じ。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

- (3) 実地試験は、毒物及び劇物の識別及び取扱方法について行う。

5 受験願書の受付期間及び時間

平成11年6月22日(火)から同年7月21日(水)までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。（郵送の場合は、平成11年7月21日(水)までの消印のあるものに限り受け付ける。）

6 受験願書の提出先

住所地为管轄する保健所又は保健所支所（持参又は郵送によること。）

7 受験願書の添付種類

所定の受験願書に、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 履歴書（日本工業規格によるもの）

(2) 写真（申請前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4センチメートル、横4センチメートルの大きさのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）1枚

(3) 受験票となるはがき

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり

付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

9 その他

試験の詳細については、各保健所又は保健所支所に照会すること。

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項に基づき、鳥取県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施する。

平成11年6月22日

財団法人消防試験研究センター理事長 小 山 貞

1 試験の種類及び日時

試験の種類	区 分	日 時
甲種消防設備士試験	第1類、第2類、第3類	平成11年8月22日(日)午後1時15分から
	第4類、第5類	平成11年8月22日(日)午前9時から
乙種消防設備士試験	第1類、第2類、第3類	平成11年8月22日(日)午後1時15分から
	第4類、第5類、第6類、第7類	平成11年8月22日(日)午前9時から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

米子市加茂町二丁目16 米子商工会議所大会議室

3 受験願書の受付期間

平成11年6月21日(月)から同年7月2日(金)まで(郵送による場合は、平成11年7月2日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。)

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(持参又は郵送によること。)

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種消防設備士試験にあつては5,000円、乙種消防設備士試験にあつては3,400円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県生活環境部消防防災課、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(電話0857-26-8389)に照会すること。